

診療二次データ等を活用した診療情報分析研究

研究責任者：伏見清秀

独立行政法人 国立病院機構本部 総合研究センター  
診療情報分析部 診療情報分析部長

事務局/研究主催

独立行政法人 国立病院機構本部 総合研究センター  
診療情報分析部

〒152-8621

東京都目黒区東が丘 2-5-21

[TEL:03-5712-5133](tel:03-5712-5133) (直通) FAX : 03-5712-5134

E-mail:[shinryo-bunseki@nho.hosp.go.jp](mailto:shinryo-bunseki@nho.hosp.go.jp)

: 2015年2月6日

## 1.研究目的

本研究では、国立病院機構における医療の質の向上と均てん化等を促進するため、診療情報に係るデータの収集・分析システムを構築し、全国立病院機構病院（以下、全機構病院）から DPC データ及び診療報酬明細書（以下、レセプト）データ等の診療二次データを収集し、臨床評価指標の作成・収集・分析に関する研究、病院別の診療機能分析に係る研究を実施することを目的とする。

## 2.研究背景

国立病院機構本部総合研究センター診療情報分析部（以下、診療情報分析部）では、これまで「独立行政法人国立病院機構における診療情報に係る分析研究」を実施し、研究成果をあげてきた。今後も第 3 期中期計画に関連する事業を確実に実施するために、その根拠となる分析について研究開発を並行して実施する必要がある。本研究は、医療の質の向上と均てん化を目指した診療機能の改善に取り組むための基礎資料を各病院に提供するため、診療二次データを用いて、病院別の診療機能分析および、医療の質を可視化した臨床評価指標の評価開発の研究を行うこととする。

### 2-1. 診療機能分析

診療機能を客観的に捉える取り組みが、近年盛んになってきている。国立病院機構では、各病院の自助努力により診療機能の分析が任されてきたが、病院の診療特性を踏まえた共通の視点で医療の質の向上や効率化に向けた分析がされることで、自院の実態をより詳細に把握し、改善に繋げることが可能となる。そのためには、各病院の診療機能や疾病に基づいた診療行為を効率的に分析するための組織全体としてのシステム構築が必要不可欠である。また、各病院が自院の課題を把握し、改善の取り組みを行うためには、医療の質・効率性・生産性等に係る分析、医療圏分析を通じた地域における役割の可視化に係る分析の結果を適切に活用することが必要である。診療情報分析部では、平成 22 年度よりこれらの研究に取り組み、各病院別の報告書を発行し、各病院が診療機能の改善に取り組むための基礎資料を提供している。

### 2-2. 臨床評価指標

国立病院機構では、平成 18 年より診療二次データを用いた臨床評価指標事業を展開してきた。当事業は、①患者一人一人に提供される医療のプロセスや、提供された医療によってどれだけの健康に関する利益が生まれたかによって医療を評価し、病院間でのばらつきの少ない良質な医療の均てん化を目指すこと、②国立病院機構が提供する医療を可視化し、施設横断的・時間縦断的な比較を行うことで、各病院が医療の質を考え改善に向けた取り組みを行っていくための情報を提供すること、③これらの取り組みを通じて、国立病院機構が提供する医療の質の向上を実現し、ひいては我が国における医療の質の向上に寄与すること、を目的としている。その後、平成 21 年度に「臨床評価指標の改善に関する検討委員会（以下、検討委員会）」を機構本部に立ち上げ、各病院の改善に有用な視点を

加えた臨床評価指標の開発とともにそれまでの 26 指標の見直しを行なった結果、指標数は 70 となった。さらに、現在（平成 26 年度）も、常に臨床に即した評価を行える指標の開発として、同 70 指標の見直しとともに新規指標の開発を進行中である。なお、これらの指標は、平成 22 年 5 月に厚生労働省医政局の「医療の質の評価・公表等推進事業」に採択されて以降、継続して対外的に複数の指標を公表している。そのほか、平成 24 年 8 月より、PDCA サイクルに基づいてこれらの指標を活用し医療の質を改善する取り組みを複数の機構病院で開始した。臨床評価指標の主目的を鑑み、医療の質を可視化した臨床評価指標を作成し、その測定結果を分析し、結果に基づき改善方策を見出すことが必要となるためである。このため、本研究では、医療の質の向上に直結する臨床評価指標の作成及び更なる精緻化を図るために、診療情報の収集・分析を行うことを目的とする。

### 3. 研究方法

#### 3-1. 研究実施場所

本研究は、診療情報に係る診療二次データを国立病院機構本部総合研究センター診療情報分析部にて収集し、分析を実施する。

#### 3-2. 研究実施期間

倫理審査承認後より平成 32 年 3 月 31 日までとする。

#### 3-3. 研究対象病院と対象患者

診療情報データベースにて保有する国立病院機構に属する全病院の平成 16 年 4 月 1 日以降、平成 32 年 3 月 31 日までの全入院・外来患者を対象とする。

#### 3-4. 対象となる診療二次データ

対象データは、国立病院機構に属する全病院の DPC データ及びレセプトデータの診療情報とする。但し、DPC データについては以下の条件を満たす場合のみ研究の対象とする。

- ・ 入院患者に関しては、2003 年より厚生労働省が大学病院をはじめとして順次全国の病院で実施してきた「DPC 導入の影響評価に係る調査」に提出した診療データについてのみ、研究の対象とする。
- ・ 外来患者に関しては、各病院において厚生労働省が実施する「DPC 導入の影響評価に係る調査」において、外来データの提出を行った診療データについてのみ研究の対象とする。

診療情報分析部では、その診療二次データを分析に用いる。データについては、HOSPnet 上に構築されている診療情報データベースに提出され、保管されている DPC データ及びレセプトデータを用いる。なお、診療情報データベース内のデータの、本研究における利用については、本部内のルールに基づき、倫理審査委員会の承認を条件に許可されているものである。

#### 3-5. 分析方法

データの解析に当たっては、全入院・外来患者を対象とし、各病院から診療情報データベースに提供された DPC データ・レセプトデータについて連結可能匿名化を図った後、分析データセットを作成する。

分析に際し、病院単位、病棟・診療科単位、患者単位等の切り口から、以下の項目について新たな分析方法の検討を行う（表）。

表. 分析方法の検討

---

臨床評価指標の作成・収集・分析に関する研究

例) 診療ガイドラインで強く推奨されている診療行為を指標化する、など。

---

患者の疾病・病態・状態像に関する分析

例) 疾病別入院患者数、平均在院日数、など。

---

患者の入院経路、入院後の経過、転棟や転院・退院時の状況に関する分析

例) 救急搬送患者数、紹介患者数、など。

---

患者に実施された手術や専門的治療、投薬、処置、検査・画像診断、リハビリ等の診療行為の実施状況および治療後の結果等、各種診療内容に関する分析

例) 時系列の医療行為実施の比較、など。

---

#### 4.倫理的配慮

本研究は、ヘルシンキ宣言、疫学研究の倫理指針に基づいて行われる。

##### 4-1. データ種類別の個人情報取り扱いに関する配慮

本研究で用いる DPC データ及びレセプトデータは、全機構病院の平成 16 年度以降の全入院・外来患者のデータとなる。研究で使用されるデータは、HOSPnet 上に構築されている診療情報データベースにより収集を行う。その際、データベース内で連結可能匿名化処理が実施される。なお、この処理は機構本部企画経営部 IT 推進部が管理するデータセンターのサーバ設備及び国立病院機構本部内に置かれたセキュリティーーム内でのみ行われ、診療情報分析部のシステム開発専門職がその作業の実施を行う。

##### 4-2. データ管理

研究の実施、診療二次データの取り扱いについては、機密保持・情報漏洩保持に十分配慮し、安全管理措置を講じる。研究で使用されるデータの研究利用に当たっては、匿名化後のデータを用いることとし、研究者には「個人と新たに付された ID の対応表」は提供せず、研究実施場所のみで分析を行うことで安全管理措置を講じる。診療二次データが保管されるサーバは、国立病院機構本部内のサーバーームにおくことで、安全管理措置を講じる。

##### 4-3. 本調査研究における個人情報取り扱いに関する情報公開

本研究においては、研究対象者からインフォームド・コンセントを受ける手続き等について、「疫学研究に関する倫理指針」の「第3 1 (2) ② イ」に則り実施する。また、個人情報の保護に関する措置に当たっては、「第4 1 (2)」、「第4 1 (5)」に則り、研究を

行う機関の長が個人情報を取り扱う利用目的をできる限り特定し、その利用目的を研究対象者等に通知し、又は公表することが必要となる。さらに、「第4 1 (10)」に則り、研究機関の名称、利用目的、規定による求めに応じる手続き、苦情の申し出先を研究対象者等に示す必要がある。また、規定による求めに応じる手続き、苦情の申し出先は、診療情報分析部が対応することとなる。

これらの点を踏まえ、本部ホームページの掲示において上記の情報を公開することし、倫理委員会承認後、「疫学研究に関する倫理指針」の「第3 1 (2) ②イ」、「第4 1 (2)」、「第4 1 (5)」、「第4 1 (10)」に則り、本部ホームページにおいて、本研究の実施、研究の意義、目的、方法、個人情報の利用目的、苦情の申し出先を含む問い合わせなどの窓口の連絡先に関する情報を公開する（公開内容については資料1を参照）。

#### 4-4. 研究成果の公表

本研究の成果は、報告書で公表するとともに、学会・論文で発表を行う。データの集計・分析結果については、集団を記述した数値データとし、個人が同定されるデータの公表は一切行わない。

### 5. 研究経費

独立行政法人国立病院機構の本部経費によって実施する。

### 6. 研究組織

診療情報部が主体となり、医療部、病院支援部から協力を得て、研究を行う。

#### 【診療情報分析部】

診療情報分析部長	伏見清秀
主席研究員	堀口裕正
主任研究員	今井志乃ぶ 小段真理子

### 7. 資料

資料1 「独立行政法人国立病院機構における診療情報に係る分析研究」に際する診療情報の研究利用について